

IFRS news

Cannon Street Press

新基準の発効日に関して意見を募集

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、財務諸表作成者の適用負担を軽減するため、2011年が完了期限の主要なプロジェクトの発効日に関して意見を求めています。IASBは、既にIFRSを採用している法域とともに採用を予定している法域におけるニーズを考慮します。意見募集の対象となるプロジェクトには、金融商品の第2・第3フェーズ、顧客との契約から生じる収益、保険契約およびリースが含まれます。

IASB は、コンサルテーションに対して受け取った回答に基づいて、他のプロジェクトの発効日を変更するかもしれません。例えば「連結」、「共同支配契約」プロジェクト、IFRS 第9号「金融商品」の第1フェーズなどです。IASB は同時に、「財務諸表の表示」および「資本の特徴を有する金融商品」などのその他のプロジェクトで提案されている発効日の影響も考慮します。

IASB は、財務諸表の利用者、財務諸表の作成者および監査人に対して、基準案に適切に対応するのに予想される期間およびかかる労力と、適用スケジュールや配列に関する費用対効果の高い管理を容易にする一連の選択についてフィードバックを求めています。

IASBの意見の募集における質問は、以下の4つの主要な問題に焦点を当てています。

- 新基準への準備および移行
- 適用のアプローチとスケジュール
- 国際的コンバージェンスの考慮
- IFRS の初度適用企業に対する考慮

IFRS による現在および将来のすべての報告者は、このコンサルテーションを基に到達した決定によって影響を受ける可能性があります。コメントレターは2011年1月31日です。PwC は財務諸表作成者がこの募集に回答することを奨励します。

経営者による説明に関するガイダンス

IASBは、「経営者による説明」としばしば言及されている説明形式の報告を企業が行うための一助となる、強制力のないプラクティス・ステートメントを公表しました。これは、経営者が会社の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローを説明するため、企業が財務諸表の利用者に提供することを選択するかもしれない情報であり、経営目標や目標達成のための経営戦略を説明するものです。

「経営者による説明」の焦点は、各企業固有のものになります。IASB のプラクティス・ステートメントは、会計原則、質的特性および要素の広範囲なフレームワークを提示しており、財務報告の利用者に意思決定に有用な情報を提供します。



現在、「経営者による説明」を要求されていないものの、提示することを選択する企業は、この新しいプラクティス・ステートメントを適用することができます。現在、国内法または上場規則に従って経営者による説明を提供している企業は、影響を受けることはないでしょう。

強制力のないプラクティス・ステートメントの適用を選択する企業は、現行の経営者による説明を再検討して、今回公表されたプラクティス・ステートメントにより要求されている内容の一部または全部を識別し、新たにそれらを提示することを検討しなければなりません。

公正価値で測定される投資不動産に係る繰延税金会計を改訂

IASBは、公正価値で測定される投資不動産から生じる繰延税金資産または繰延税金負債の測定に関する現行の原則に例外を導入するよう、IAS第12号「法人所得税」を改訂しました。IAS第12号の現行の原則では、繰延税金資産または繰延税金負債の測定に、経営者が企業の資産または負債の帳簿価額の回収、または、決済することを予想する方法から生じる税務上の影響を反映することを要求しています。しかし、公正価値で測定される投資不動産を保有している企業にとって、賃貸料収益を通じて(すなわち使用を通じて)どれだけ帳簿価額が回収されるのか、また売却を通じてどれだけ回収されるのかを見積ることは、時に困難となる、または主観的になるとIASBは考えています。

そこで、IASBはIAS第12号の規定に対してもうひとつの例外を提案しました。この提案では、公正価値で測定される投資不動産はすべて売却により回収される、という反証可能な仮定を導入しています。この仮定が反証される場合は、投資不動産(たとえば、リースに基づき保有される建物および土地)が償却可能であり、その目的が、経済的耐用年数の終了以前における売却によるのではなく、経済的耐用年数にわたって投資不動産に組み込まれた経済的便益を実質的にすべて費消するというビジネス・モデルによって保有されている場合です。この仮定は投資不動産である自由保有の土地については反証されません。なぜならば、土地は売却を通じてのみ回収できるからです。

改訂案では、公正価値で測定される投資不動産には適用されませんが、SIC第21号「法人所得税—再評価された非減価償却資産の回収」をIAS第12号に組込んでいます。

当改訂案は、2012年1月1日以降に開始する年次会計期間に適用されます。経営者は、2010年12月31日に終了する事業年度に当改訂を早期適用することを選択できます。企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に準拠して、遡及的に当改訂を適用する必要があります。

キャピタルゲイン税率が法人所得税率と異なるテリトリー(たとえば、シンガポール、ニュージーランド、香港および南アフリカ)において、公正価値で測定される投資不動産を保有するすべての企業が重要な影響を受けます。この提案により、これらの企業により認識される繰延税金資産および繰延税金負債が大幅に減少することになるでしょう。このことは、多くの場合において、投資不動産の公正価値における変動の税務上の影響がなくなることを意味します。経営者は、投資不動産の繰延税金負債の認識が変更されたことにより、企業の繰延税金資産の回収可能性を再検討する必要があるかもしれません。

IFRS第1号を改訂: 深刻な超インフレに関する免除規定、および、指定期日の削除

IASBがIFRS第1号「IFRSの初度適用」に対する二つの改訂を公表しました。

深刻な超インフレ

1つ目の改訂は、深刻な超インフレによる影響を受けた企業が、IFRSに基づく財務諸表の提示を再開する際の

免除規定を追加することです。当該免除規定により、企業は機能通貨が正常化された日の前に保有していた資産と負債を公正価値で測定し、その公正価値をIFRS開始財政状態計算書におけるこれらの資産および負債のみなし原価として使用することを選択することが可能となります。

企業は、深刻な超インフレによりIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に準拠することが出来ないため、IFRSに基づく財務諸表を一定期間作成することが不可能となることがあります。この免除規定は、企業がIFRSに基づく財務報告を開始することが可能となった場合に適用されます。

当改訂は、2011年7月1日以降に開始する年次会計期間より適用され、早期適用も認められます。詳細については、PwCのガイダンス「Straight away」の「IASBがIFRS第1号を改訂」を参照ください。

当該免除規定は機能通貨が深刻な超インフレの影響を受けた企業にのみ適用されるため、当改訂による影響は限定的であると考えられます。ジンバブエ経済は2009年第一四半期まで、深刻な超インフレの影響を受けた経済として特定されていました。当改訂は他の地域に適用される可能性は少ないと考えられます。

深刻な超インフレによる影響を受ける企業に対して持分を有する報告企業は、当該報告企業が初度適用企業である場合を除き、当改訂によってIFRS第1号における免除規定が変更される、または、認められる訳ではありません。

2つ目の改訂は、金融資産と金融負債を扱う一つの例外事項および免除規定に関する指定期日の参照を削除するものです。

最初の変更では、初度適用企業に対して、IFRSの認識中止要件を、2004年1月1日からでなく、移行日から将来に向かって適用することを求めています。

指定期日の削除

IASBは、さらにIFRS第1号を改訂し、金融資産と金融負債を扱う一つの例外事項および免除規定に関する参照を削除しました。

最初の変更では、初度適用企業に対して、IFRSの認識中止要件を、2004年1月1日からでなく、移行日から将来に向かって適用することを求めています。

第二の変更は、活発な市場がない場合に、評価技法を使用して公正価値を設定する場合の、当初認識時における金融資産または金融負債の公正価値に関連するものです。当該改訂により、IAS第39号AG76項およびIAS第39号AG76A項におけるガイダンスを、2002年10月25日または2004年1月1日からではなく、IFRSへの移行日から将来に向かって適用することが可能となります。つまり、初度適用企業は、移行日前までの期間における金融資産と金融負債の公正価値を決定する必要がないことを意味します。IFRS第9号もまた、これらの変更を反映するために改訂されました。

当該改訂は、2011年7月1日以降に開始する年次会計期間より適用され、早期適用も認められます。詳細については、PwCのガイダンス「Straight away」の「IASBがIFRS第1号を改訂」を参照ください。

IFRSへの移行日前に金融資産または金融負債の認識の中止を行った企業は、当改訂規定は強制的なものであることから、移行日から認識中止ガイダンスを適用する必要があります。二つ目の変更は評価技法により設定された公正価値についても免除規定を使用することを選択した企業にのみ関連します。

あらた監査法人
東京都中央区銀座 8丁目 21番 1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2010 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, “PwC” refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.